

大阪府議会会館の方向性

担当課：議会事務局 総務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府議会会館は、府議会議員の福利厚生施設として、各種の集会の用に供することを目的に、昭和37年5月に設置された。</p> <p>2 他府県における会館の設置状況は、平成14年度以降7県が建物の老朽化や使用頻度の低下、費用対効果の問題等で廃止しており、平成22年度の会館設置状況は大阪府以外では10県となっている。</p> <p>3 府庁の本館改修工事に伴い、平成29年1月に現在の議会会館の会議室等のスペースに相当する400平方メートルを本館内に確保する計画となっている。（現在の議会会館は閉鎖の方向）</p>	<p>1 近年は、低い稼働率となっており、平成22年度までは2千人を超えていた来館者数は、平成24年度は854人まで減少している。</p> <p>2 現在は、宿泊利用がなく、勉強会と各会議等が年間利用目的の半数を占めており、本来の設置目的である福利厚生施設としては利用されていない。 昨年度の会館利用目的の内訳 勉強会 183人、各会議・後援会関係 389人、 大手会（OB会）38人、各議員連盟 48人、 懇談会 162人、団体応接 34人 <u>合計854人</u></p> <p>3 本館内に確保する400平方メートルの利用方法は、現在未定である。</p>	<p>本館に確保する延べ面積400平方メートルの具体的な利用方法を検討するにあたっては、現在の議会会館の利用状況を踏まえ、福利厚生施設としての設置目的を見直すとともに、稼働率を向上させることが課題である。今後、利用のあり方について検討されたい。</p>
事務事業を所管する議会事務局の見解		
<p>1 大幅な利用減は、議会会館の老朽化、会派数減少に伴い、政調会等に使用されなくなったこと等によるところが大きい。</p> <p>2 議会会館のあり方については、議会運営委員会理事会（H23. 9, H24. 1, H24. 6〈2回〉の計4回）において協議を行い、会議室等の機能を本館へ移転することについて了承されたところである。今後、具体的な仕様の検討にあたっては、現在の利用実態も勘案し、利用しやすいものとなるよう、議会会館規程の見直しも含め、議会運営委員会理事会で協議していく方針。</p>		
措置の内容		
<p>平成28年度末の本館移転に向けて、監査結果を踏まえ、平成28年度前半までに議会運営委員会理事会に諮り、設置目的や利用のあり方を決定することとした。また、現議会会館の有効活用として、平成28年度の本館移転までの間、1階談話室の他部局への貸し出しを行うこととした。（平成25年10月28日～試行実施。平成26年4月～本格実施）</p>		